

異常に高い供託金

シリーズ これでいいのか選挙制度

日本では、選挙に立候補するために高額な供託金を法務局に預けなければいけません。高額な供託金は世間の「常識」なのか、それとも日本の異常なのか——日本共産党の井上哲士委員長が依頼した国立国会図書館の調査でみてみます。(佐久間亮)

日本の供託金制度は一九二五年の普通選挙法から始まりました。当時の天皇制政府は、一定額以上の納税者に限られていた選挙権を二十五歳以上の成人男子に広げるかわり、立候補に高額な保証金を課したのです。

これが戦後に引き継がれ、額も繰り返し引き上げられました。一九九三年の公職選挙法の改悪でそれまでの一・五倍になったのです。その額は、国政選挙の選挙区で三百万円、比例区では六百万円にのびます。

一般の国民が簡単に払える額ではなく、事実上、立候補の制限にもつなっています。しかも、選挙で規定の得票数（法定得票数、衆院小選挙区では有効投票総数の10%）に達しなければ全額没収されます。



日本共産党は供託金も国民の募金で。供託金募金を訴える小池晃政策委員長

国民の政治参加阻む

世界はどうか。国会図書館の調査では、アメリカ、ドイツ、イタリアをはじめ大多数の国で供託金の制度自体がありません。フランスは一九九五年に廃止しています。供託金制度がある国で

世界の供託金制度		
国名	供託金の額	没収点
日本	選挙区300万円 比例区600万円	10%未満で没収（衆院小選挙区）
アメリカ、フランス、ドイツ、イタリアなど	なし	なし
イギリス	約11万円	5%未満で没収
カナダ	約11万円	原則として全額返還
オーストラリア	下院約5万円 上院約10万円	当選または第1位票が4%以上で返還
ニュージーランド	小選挙区約2万4000円 比例区約8万円	小選挙区5%未満で没収。比例区0.5%または1議席以上の獲得で返還
オランダ	約180万円	全国の有効投票総数×総議席数×0.75（有効投票総数の約0.5%）未満で没収
ロシア	各政党の選挙基金の15%または一定数の署名	4%未満で没収
韓国	約180万円	10%未満で全額、10~15%未満で半額没収。比例区は1人以上の当選者がいれば全額返還

国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室・課の調べをもとに作成



7月の参院選挙で法務局に供託金を預けたことを証明する供託書

政党助成金から支出も

国民には高額な供託金を課して被選挙権を制限しながら、自民党、民主等は供託金にも国民の税金である政党助成金を充てています。二〇〇五年の総選挙では、自民党は二千百万円、社民党は二千百万円、民主等は八千七百万円、供託金を没収して被選挙権を制限しながら、自民党、民主等は供託金にも国民の税金である政党助成金を充てています。二〇〇五年の総選挙では、自民党は二千百万円、社民党は二千百万円、民主等は八千七百万円、供託金を没収して被選挙権を制限しながら、自民党、民主等は供託金にも国民の税金である政党助成金を充てています。

『ここがへんだよ日本の選挙』の共著者
志田なや子弁護士の話



国民には選挙権のみならず、被選挙権といって立候補をする権利があります。憲法四四条は被選挙権の平等を定めており、選挙区ごとの供託金にこれに反する疑いがあります。

被選挙権の平等に反する

自らの選挙区で、あるいは自ら立候補して政治に参加することを制限することになり、国民主権の原理からいって、とても大いに問題があります。大切なことは、国民の民意が親のようには議會に表れることです。お金のある人もない人も、民衆の分布が親のようには議會に表れるべきです。高すぎる供託金は、それを妨げます。世間でも選挙で高い供託金の懸念、大幅に引き下げる必要があり

やその額はイギリス、政界に限り一千二百五十万ポンド（約十二億五千万円）の供託金を課しますが、没収率は低く設定されています。有効投票総数の約0.5%。一方で、日本の公職選挙法を踏襲する部分が多い韓国では、供託金・没収額（千五百万円）約百八十五万円、10%未満で全額、10~15%未満で没収、15%以上で設定された法四四

この記事は、国立国会図書館の調査に基づいて作成された。調査の詳細については、国立国会図書館のウェブサイトをご覧ください。